

様式第21号（第27条の2 関係）

競争入札に係る情報の公表（工事）

独立行政法人労働者健康福祉機構

施設名

香川産業保健総合支援センター

施設の所在地

高松市古新町2-3 三井住友海上高松ビル4階

契約担当役氏名

葛原 雅彦

工事の名称、場所、期間及び種別	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	一般競争入札・指名 競争入札の別（総合 評価の実施）	予定価格（税込、 円）	契約金額（税込、 円）	落札率	備 考
該当なし							

様式第22号（第27条の2 関係）

随意契約に係る情報の公表（工事）

独立行政法人労働者健康福祉機構

施設名香川産業保健総合支援センター

施設の所在地高松市古新町2-3 三井住友海上高松ビル4階

契約担当役氏名葛原 雅彦

工事の名称、場所、期間及び種別	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした根拠となる会計細則の条項及び理由（企画競争又は公募の実施）	予定価格 （税込、円）	契約金額 （税込、円）	落札率	再就職の 役員の数	備考
該当なし								

随意契約に係る情報の公表（物品、役務等）

施設名	独立行政法人労働者健康福祉機構 香川産業保健総合支援センター
施設の所在地	高松市古新町2-3 三井住友海上高松ビル4階
契約担当役氏名	葛原 雅彦

物品等若しくは役務の名称及び数量	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした根拠となる会計細則の条項及び理由（企画競争又は公募の実施）	予定価格（税込、円）	契約金額（税込、円）	落札率	再就職の役員の数	備考
香川事務所賃貸借契約	平成26年4月1日	三井住友海上火災保険(株) 東京都中央区新川2-27-2	当該契約は、事務所の賃貸借契約であり、継続して契約を締結する必要があることから、物件の所有者である、三井住友海上火災保険株式会社以外は契約できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	601,636	558,219	92.78%	—	
高知事務所賃貸借契約	平成26年4月1日	富国生命保険相互会社 東京都千代田区内幸町2-2-2	当該契約は、事務所の賃貸借契約であり、継続して契約を締結する必要があることから、物件の所有者である、富国生命保険相互会社以外は契約できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	266,036	266,036	100%	—	
中村地域産業保健センター 事務所賃貸借契約	平成26年4月1日	(一社) 幡多医師会 高知県四万十市 右山字明治383-8	当該契約は、事務所の賃貸借契約であり、継続して契約を締結する必要があることから、物件の所有者である、ダイキ不動産情報株式会社以外は契約できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	97,700	97,700	100%	—	
須崎地域産業保健センター 事務所賃貸借契約	平成26年4月1日	(一社) 高岡郡医師会 高知県須崎市東糺町5-10	当該契約は、事務所の賃貸借契約であり、継続して契約を締結する必要があることから、物件の所有者である、ダイキ不動産情報株式会社以外は契約できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	73,800	73,800	100%	—	
徳島事務所賃貸借契約	平成26年4月1日	(一社) 徳島県医師会 徳島県徳島市幸町3-61	当該契約は、事務所の賃貸借契約であり、継続して契約を締結する必要があることから、物件の所有者である、（一社）徳島県医師会以外は契約できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	3,452,640	3,452,640	100%	—	
愛媛事務所賃貸借契約	平成26年4月1日	ダイキ不動産情報（株） 愛媛県松山市竹原三丁目610-1	当該契約は、事務所の賃貸借契約であり、継続して契約を締結する必要があることから、物件の所有者である、ダイキ不動産情報株式会社以外は契約できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	246,398	246,398	100%	—	

様式第24号（第27条の2 関係）

随意契約に係る情報の公表（物品、役務等）

独立行政法人労働者健康福祉機構

施設名香川産業保健総合支援センター

施設の所在地高松市古新町2-3 三井住友海上高松ビル4階

契約担当役氏名葛原 雅彦

物品等若しくは役務の名称及び数量	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした根拠となる会計細則の条項及び理由（企画競争又は公募の実施）	予定価格（税込、円）	契約金額（税込、円）	落札率	再就職の役員の数	備考
宇和島地域産業保健センター 事務所賃貸借契約	平成26年4月1日	合名会社酒井商店 愛媛県宇和島市鶴島町7-5	当該契約は、事務所の賃貸借契約であり、継続して契約を締結する必要があることから、物件の所有者である、ダイキ不動産情報株式会社以外は契約できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	75,060	75,060	100%	—	